

冷凍保安規則等の一部を改正する省令等について

令和 2 年 9 月
経 済 産 業 省
高 圧 ガ ス 保 安 室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力 1 メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正は、高圧ガス保安法に基づく完成検査及び保安検査において、カメラ等の検査器具類を搭載したドローンによる目視の代替を可能とするために省令及び通達を改めるものである。

(2) 改正を行う法令等

- ・ 冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号。以下「冷凍則」という。）
- ・ 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号。以下「液石則」という。）
- ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）
- ・ コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則」という。）
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715 保局第 1 号。以下「基本通達」という。）

2. 具体的な改正の内容

(1) 完成検査及び保安検査における目視の代替【冷凍則、液石則、一般則、コンビ則、基本通達】

①概要

法第 20 条に基づき、製造許可を受けた第一種製造者等は都道府県知事等が行う完成検査を受けなければならない。また、法第 35 条に基づき、第一種製造者は定期に都道府県知事等が行う保安検査を受けなければならない。

これらの検査は、技術上の基準の適合状況を確認するためのもので、完成検査の方法は各省令の別表で、保安検査の方法は告示で指定する高圧ガス保安協会規格（KHKS）又は省令別表で定められている。

この省令別表で定める検査の方法は、別表の各項目で「目視により検査する」と規定されており、直接目視で行うものと理解されている。

一方で、告示で指定する KHKS の一部では、既に目視検査としてファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を用いた方法が認められており、省令別表で定める検査方法においてもカメラ等を用いた検査の方法を可能とする。

②具体的な規定の内容

省令別表で定める検査方法のうち、目視で行う検査を、直接目視の他に、検査を実施する者が直接目視と同等の情報が得られると判断した方法を活用できるよう、「目視」を「目視又はこれに類する方法」とする。

これにより、カメラ等の検査器具類を用いた検査が可能となり、検査器具類を搭載したドローン等による検査を可能とする。

(2) その他表現の適正化等【冷凍則、液石則、一般則、コンビ則、基本通達】

その他表現の適正化等、必要な改正を行う。

3. 今後のスケジュール

令和2年9月4日～令和2年10月3日
令和2年10月下旬

パブリックコメント
公布・施行（予定）